第八級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	鈍い青色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第九級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	灰味青紫色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第八級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	鈍い青色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第九級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	灰味青紫色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第十級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	薄い紫色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第十一級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	淡い紫色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第十級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	薄い紫色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

第十一級健康保険印紙



寸法　縦	二十五・五ミリメートル
寸法　横	二十一・五ミリメートル
刷色	
模様	淡い紫色
料額・等級・介護文字	
暗い青緑色	

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　製造業一般（「2　特定業種」において特定されている4業種を除く全ての製造業をいう。以下同じ。）	1　製造業一般（「2　特定業種」において特定されている4業種を除く全ての製造業をいう、以下同じ。）
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　熱利用設備	(2)　熱利用設備
①～⑫　［略］	①～⑫　［略］